

## 鎌倉時代の西園寺家の邸宅

はじめに

西園寺家は鎌倉時代を通して、鎌倉幕府と朝廷の交渉を仲介する役職である関東申次を世襲し、権力をふるっていた。関東申次が居住する邸宅は、上洛した鎌倉幕府の御家人が幕府からの伝達事項を申し伝える場であった。さらに、西園寺家は関東申次を務める一方で、娘を次々と入内させて王家の外戚の地位に就いたため、西園寺家の邸宅は里内裏や院御所となったり、行幸・御幸が頻繁に行われたりしていた。西園寺家は、『地図①』に示したように、鎌倉時代の京中に、一条第・今出川第・冷泉富小路第・常盤井第など多くの邸宅を有していた。また、『五代帝王物語』に、

天王寺・吹田・榎嶋・北山、さしも然るべき勝地・名所には、山莊を造り整たり。家の繁昌比ひなくぞみえし。

とあるように、西園寺家が景勝地に多数の別業を所有していたことがわかる。

西園寺家の邸宅に関する研究をみると、赤松俊秀は『鹿苑寺史』の

山岡 瞳

中で、室町時代に三代將軍足利義満の手に渡り、鹿苑寺の前身となる北山殿（西園寺）だけでなく、西園寺家が京中に有した一条・今出川第にも言及しているが<sup>(1)</sup>、それぞれの建物の特質が不明である。なかでも、北山第については西園寺家の生活の本拠ではないとし、その用途を①信仰の場、②遊興の場、③行幸・御幸の場であったとしている。しかし、鎌倉時代を通じてその用途や位置付けに変化はなかったのだろうか。時期ごとの差異を検討すべきである。川上貢は、今出川殿・北山殿・冷泉富小路殿・常盤井殿について、それぞれの構造などを建物ごとに考察しているが、それぞれの建物の用途については考察されていない<sup>(2)</sup>。検討を行った時期も、冷泉富小路第・常盤井第は、御所となつてからのみを対象としており、西園寺家所有期については言及していないため、西園寺家の邸宅の研究として不十分である。太田静六は、鎌倉前期の貴族の邸宅の例として、西園寺公経の北山別業・九条道家の一条殿を挙げる<sup>(3)</sup>。また、泉殿の例として、吉田泉殿を挙げているが、言及はわずかである。上横手雅敬氏は、宇治と摂関家との関係に加え、西園寺家と宇治（榎島）の関係に注目している<sup>(4)</sup>。

網野善彦は、西園寺家の流通経路の支配を別業（榎島）や所領の關係から論じる<sup>(5)</sup>。近年、鋤柄俊夫氏は考古学的成果を踏まえ、都市論の立場から、西園寺公経期の京都の様子を論じ、都市京都とのかかわりを明らかにしている<sup>(6)</sup>。

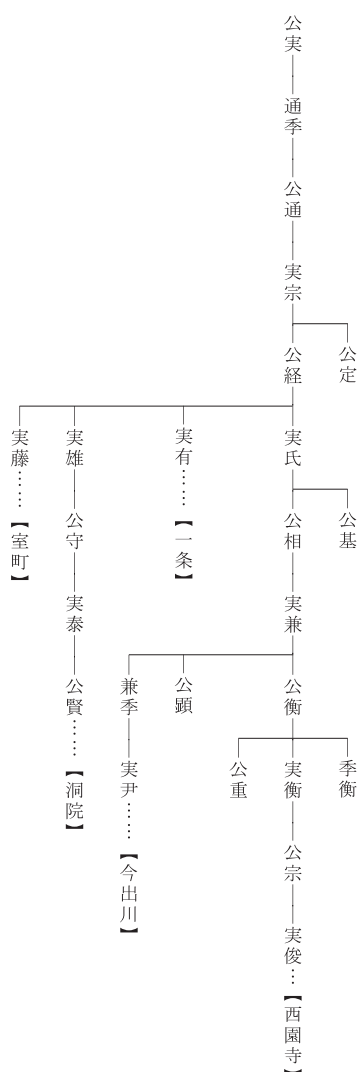
西園寺家の邸宅については以上のような研究がみられ、なかでも建物の構造について研究が進展している。しかし、鎌倉時代の西園寺家の邸宅の全容は明らかになっていないのが現状である。具体的には、それぞれの邸宅の使用方法や、西園寺家の当主ごとの差異なども不明である。西園寺家は鎌倉時代に天皇家や摂関家など多方面と縁戚關係を結んだこともあって、その邸宅は西園寺家の当該期の公家政権内における役割が反映された空間となっていた。そこで、本稿では西園寺家の邸宅について、西園寺家の当主ごとに時期を区切り、用途の違いや特質を考察する。

邸宅の呼称について、史料によって「殿」や「第」、「亭」などが用

いられているが、本稿では便宜的に「第」を用いる<sup>(7)</sup>。また、冒頭にあげた『五代帝

王物語』にみえるように、西園寺家は多数の別業を所有していた。別業については、煩雑になるのを避けるため、政治的に重要な意味を持つ北山第以外は第五節「西園寺家の別業」で触れる。

### 【系図①】

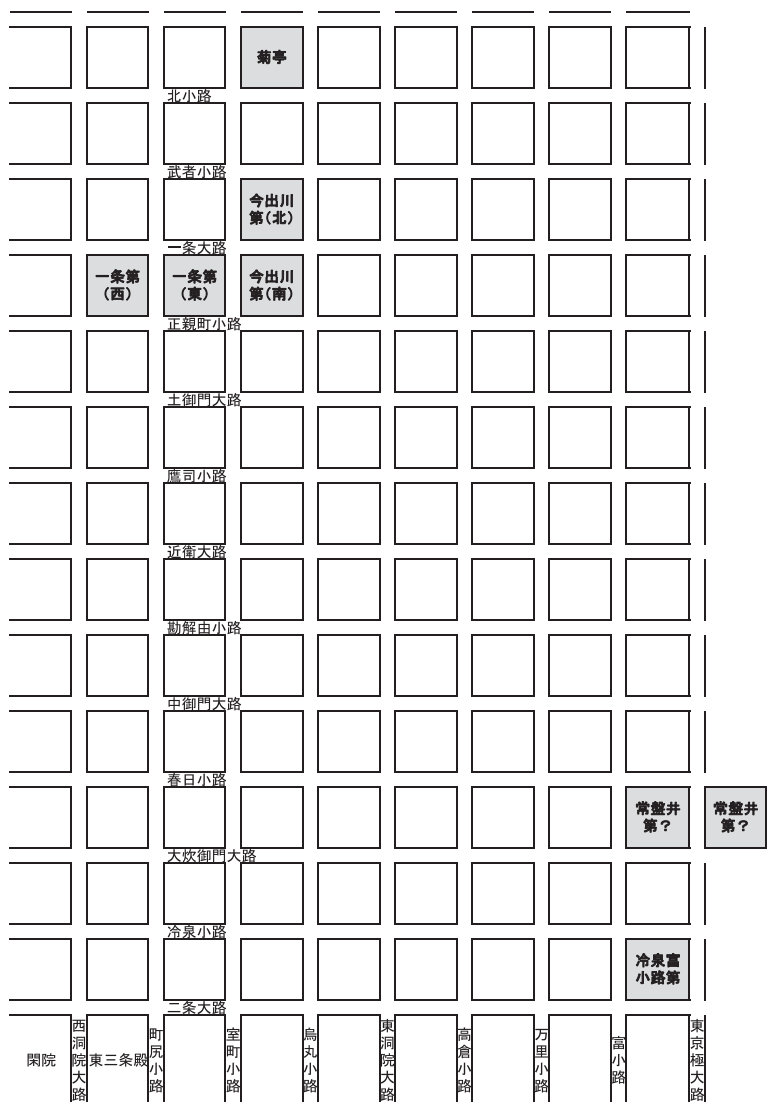


## 一 平安時代後期～鎌倉時代初期（承久の乱以前）

### 1 通季・公通期

ここでは、鎌倉時代の西園寺家の邸宅を考察する前段階として、平安時代後期の西園寺家の邸宅を考察する。西園寺家の祖とされる通季は、鳥羽の中宮で、崇徳・後白河の母である璋子（待賢門院璋子）の兄である。ただし、早世したため極官は権中納言であった。続いて、通季の子公通は、藏人頭などを経て権大納言に至った人物である。

この頃の邸宅として判明するのは、二条高倉第のみである。『公卿補任』保安三年（一一三三）の源有仁の項目に、「十二月十七日任。同日於二条高倉通季第二有三大饗」とある。源有仁の任内大臣の大饗が通季の邸宅で行われたというのである。これは、源有仁の妻が通季の姉妹という関係から通季邸宅で行われたものと推測される。



## 2 実宗・公経期（承久の乱以前）

次に、鎌倉時代初期の実宗とその子公経の時期の邸宅をみていく。まず、実宗は、平頼盛の娘を母とする持明院基家の娘を妻としていた。実宗はこのような関係から平氏政権期には平氏に近い立場にあったが、平氏が没落すると上西門院・後白河に接近し、その後、治天の君後鳥羽のもとで活躍、内大臣に至った<sup>(8)</sup>。

実宗の子公経は、西園寺家の実質的な祖とされる人物である。公経にとつての転機は、一条能保の娘全子との婚姻であった<sup>(9)</sup>。一条能保は、鎌倉時代初期の京都において幕府の窓口の役割を果たし、朝幕関係において重要な位置にあった人物である。能保の室は鎌倉幕府初代将軍源頼朝の同母妹で、その娘と婚姻した公経は鎌倉幕府將軍と縁戚関係になった。公経と全子の婚姻の時期は定かではないが、子息の誕生した年などを勘

案して、建久年間頃（一一九〇～九八）であろう。その後、一条能保、嫡男高能が相次いで亡くなったことで、公経は公武間の交渉を担当するようになっていく。

この頃の西園寺家は、一条・五条・六条のあたりに邸宅を有していた、もしくは居住していたことが確認できる。なお藤原定家は、室が実宗娘で西園寺家と近い関係にあることから、その日記である『明月記』には実宗・公経が頻繁に登場し、西園寺家の邸宅へ出かける記事が散見している。

#### （1）一条第

まず、公経の居所としてみえるのが、一条第である。一条第はもと一条能保の邸宅で、公経と一条能保の娘全子の婚姻により、公経は一条第に居住するようになった。『明月記』建永元年（一二〇六）十月二十二日条には、

向<sup>（公経）</sup>中納言許<sup>（公経）</sup>「五条坊門西洞院、自<sup>（公経）</sup>一昨日<sup>（公経）</sup>被<sup>（公経）</sup>渡<sup>（公経）</sup>。本所造作」。

とあり、公経は本所の造作のため、五条坊門西洞院に渡ったとある。この本所は、『明月記』承元元年（一二〇七）正月三日条に、「黄門<sup>（公経）</sup>一条新亭」とあることから、造作中だった本所が一条第であったことが分かる。公経は一条第を本所、つまり本邸として使用していた。

公経が一条能保の女婿となったのとはほぼ同時期である、建久二年（一一九二）に九条兼実の息良経も一条能保の女婿となり、一条第に入っている（『玉葉』同年六月二十五日条）。公経が一条能保の娘と婚姻後、一条第に入り本所としていたことから、良経が他所に移り住んだ後、公経が一条第に迎え入れられたと考えられる<sup>（10）</sup>。

#### （2）五条大宮第

次に、五条大宮第である。元久二年（一二〇五）に実宗が内大臣に就任すると大臣拝賀が行われ、その出立場所としてみえるのが、「五条大宮新亭」である（『明月記』同年十二月九日条）。拝賀は、任官・叙位に際して各所に礼を申すことである。

また、承元二年（一二一〇）閏四月十五日に京都で火災が起きた際には、焼失した邸宅の中に「大宮大納言<sup>（公経）</sup>（五条大宮新所、不<sup>（公経）</sup>造畢<sup>（公経）</sup>）」（『明月記』同日条）が見え、新造途中に焼失していることがわかる。ここで、五条大宮第が公経の邸宅となっているのは、建永元年（一二〇六）に実宗が出家をし、その際に公経に譲られたと推測される。五条大宮第は、この焼失以後史料に現れなくなる<sup>（11）</sup>。

#### （3）六条坊門坊城第

そして、実宗が居住していた六条坊門坊城第である。『明月記』建仁元年（一二〇二）十二月二日条には、

京有<sup>（公経）</sup>火。以<sup>（公経）</sup>長房<sup>（公経）</sup>類被<sup>（公経）</sup>尋<sup>（公経）</sup>、六条坊門坊城、西風利赴来云々。【中略】小町<sup>（公経）</sup>左衛門尉信広為御使参<sup>（公経）</sup>二条殿<sup>（公経）</sup>。帰参<sup>（公経）</sup>云、大宮大納言<sup>（公経）</sup>家焼了。火<sup>（公経）</sup>付宰相中将宅<sup>（公経）</sup>之間、帰参者。此間火滅了。

とあり、実宗の所有が確認できる。焼失後は再建されたようで、実宗は建暦二年（一二二二）にこの邸宅で没し（『明月記』同年十二月八日条）、翌年にかけてたびたび仏事が営まれている（『明月記』建保元年（一二二三）正月十日条など）。さらに、公経は、寛喜元年（一二二九）に実宗の墓所を嵯峨から六条坊城の寝殿に移し、そこに三昧堂を立てている（『明月記』同年六月二十九日条）。西園寺家の家名の由来となっ

た西園寺が元仁元年（一二二四）に北山に建立されると、実宗の命日に行われる八講は同寺で行われている（『明月記』嘉祿二年（一二二六）十二月十日条）。

## 二 公経期（承久の乱以後）

ここでは、承久の乱の直後から公経が没する寛元二年（一二四四）までを扱う。

承久三年（一二二二）、後鳥羽上皇が執権北条義時追討を命じた。承久の乱のはじまりである。公経・実氏父子は公然と幕府方の立場を表明したため、後鳥羽上皇方の尊長によって弓場殿に召籠られている（『吾妻鏡』同年五月十九日条）。その後、乱は幕府方の勝利となり、上洛を果たした北条泰時のもとに、公経の使として三善長衡が訪れている（『吾妻鏡』同年六月十四日条）。ここでは、

右幕下使<sup>長衡</sup>来<sup>二</sup>此所<sup>三</sup>云、迄<sup>二</sup>何所<sup>三</sup>有<sup>レ</sup>渡乎可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>見由、有<sup>二</sup>幕下命<sup>三</sup>云々。【中略】則以<sup>二</sup>南条七郎<sup>三</sup>付<sup>二</sup>長衡<sup>三</sup>。遣<sup>二</sup>幕下之許<sup>三</sup>、可<sup>レ</sup>警<sup>二</sup>固其亭<sup>三</sup>之旨、示付云々。

とあり、泰時が公経の邸宅の警固を命じている。ただし、どの邸宅を警護したのかは不明である。承久の乱後、公経は幕府の推挙を得て内大臣に、翌年には太政大臣に就任し、公家政権内で大きな力を握るようになっていった。寛喜元年（一二二九）に公経は、娘掬子と九条道家との間に生まれた掬子（のちの藻壁門院）を後堀河天皇に入内させ、寛喜三年（一二三一）には秀仁親王（のちの四条天皇）が誕生してい

る（【系図②】参照）。

### 1 一条第から今出川第へ

一条能保の娘と婚姻後、長らく公経が本所としていた一条第は、承久の乱後間もなく放火により焼失している（『百練抄』承久三年（一二二二）十月一日条）。一条第が焼失した翌月に公経は内大臣に就任したが、大饗を行うはずであった一条第が焼失しているため、大饗は九条道家の邸宅で行われた（『承久記』下）。大臣大饗は、任大臣儀の後、即日行われるもので、寝殿南広廂を饗宴の場としたので、「廂の大饗」とも呼ばれる<sup>12)</sup>。大臣大饗が行われるのは、大臣第か本家の邸宅である。摂関家では、東三条殿で行われている<sup>13)</sup>。公経は貞応元年（一二二二）に太政大臣に就任するが、その宣旨を受けたのは一条第であった。一条第は焼失後間もなく再建されていた。これらのことから、西園寺家が儀式など重要な行事を執り行う邸宅は一条第と考えられていたことがわかる。

公経は、嘉祿二年（一二二六）、新たに今出川第を造営した。以後、公経の居住が確認できるようになる。また、『明月記』嘉祿二年十二月十四日条には「夜前移<sup>二</sup>徙其東隣新亭<sup>三</sup>云々」とあり、今出川第は一条第の東隣に新造された。今出川第の造営が成ると、公経は今出川第に居を移している。今出川第は、鎌倉時代を通して西園寺家が所有し、西園寺家が所有した邸宅のなかでも、特に重要な邸宅となっていた。また、川上貢は、今出川第の造営の契機として、一条第に九条道家・教実父子が占住するようになったことを挙げている<sup>14)</sup>。九条道

家は公経の女婿にあたり、承元二年（一二〇八）に婚姻している。教実は公経の孫にあたる。これ以後、西園寺家の一条第一の時的な使用はみられるが、今出川第を主たる邸宅として使用するようになっていく。

## 2 北山第（西園寺）の造営

次に、西園寺家の家名の由来となった西園寺を含む邸宅である北山第をみてゆきたい。北山第は、仲資王の別業を公経が莊園と交換して造営された（承久二年（一二二〇）十一月十九日「西園寺公経相博状案」〈山城大徳寺文書。『鎌倉遺文』一二六七二〉）。西園寺は元仁元年（一二二四）十二月に建立され、北白河院などが臨席して御堂供養が行われた。藤原道長が建立した法成寺にも劣らないと称される立派なものであった（『増鏡』「内野の雪」）。

そのような北山第を公経がどのように使用していたのかを具体的にみてゆく。例えば、『増鏡』には、公経は北の寢殿に居住したとある（「内野の雪」）ように、居所として用いられていた。しかし、ここで注目しておきたいのが、西園寺は一時的に滞在する邸宅であり、常住するような性格の邸宅ではなかったという赤松俊秀の指摘である<sup>15</sup>。例えば、公経は寛元二年（一二四四）八月二十九日に北山第で没している。公経が没する直前の記録に、「相国禪門所勞依<sup>二</sup>危急<sup>一</sup>、移<sup>三</sup>住北山<sup>二</sup>云々<sup>一</sup>」（『平戸記』同年八月二十五日条）とあり、最期を迎える場所として他所から北山第に移っている。さらに、公経が体調を崩した同年七月にも北山第内の西園寺に渡り、回復すると他の邸宅に移って

いることから、北山第には一時的にしか滞在していなかった（『平戸記』同年同月六日条）。

また、西園寺では実宗の命日である十二月八日には八講が行われ、嘉祿二年（一二二六）から実施が確認できる。以後、歴代の西園寺家当主の命日には、八講が行われるようになっていく<sup>16</sup>。公経の段階で北山殿は、遊興の場として一時的に滞在したり、仏事を行ったりする空間に過ぎないものであった。また、遊興の場であった北山第に訪れた人物には、公経と縁戚関係にある摂関家や、天皇・院・女院などもいた<sup>17</sup>。

## 3 冷泉富小路第の造営

西園寺家の邸宅の中で、兩統迭立期には持明院統の本所となる冷泉富小路第が造営されたのも公経期である。冷泉富小路第は、冷泉小路の南、富小路の東にあり、ほぼ一町を占めていたとされる。『五代帝王物語』によると、

閑院は宝治三年（建長元）二月一日炎上ありしかば、富小路殿（冷泉富小路）内裏になる。この御所は小川の右衛門督入道親兼が家にてありしを、北山大相国<sup>（美氏）</sup>の殿成て、今皇居とはなれり。

とあり、冷泉富小路第のあった土地はもともと小川右衛門督入道親兼が所有していたが、西園寺家が所有するようになったとする。しかし、これ以上の経緯は分からない<sup>18</sup>。

冷泉富小路第は、初見は嘉祿元年（一二二五）にみえる「右大将冷泉亭」である（『明月記』同年十二月二十九日条）。以後、美氏の邸宅

としてみえるようになる。冷泉富小路第が造営されたのは、公経期に分類されるが、実際に居住していたのは、公経の子の実氏であった。その後、『民経記』寛喜三年（一二三一）七月十二日条にみえる後堀河が行幸した際には、

内府種々經營云々。構<sup>（実氏）</sup>作泉、如<sup>（実氏）</sup>曾利橋渡<sup>（実氏）</sup>之、毎事<sup>（実氏）</sup>飭<sup>（実氏）</sup>之云々。とあり、実氏が中心となつて準備にあたっている。さらに、同じ年に、実氏が内大臣に就任した際に任大臣節会の大饗が行われ、大臣拝賀の出立場所も冷泉富小路第であつた（『民経記』同年五月四日条）。

この頃から、院御所としても使用されていた。貞永元年（一二三二）十月十四日に後堀河が讓位し、四条が踐祚した際には、冷泉富小路第は院御所に提供されている。このとき実氏は院執事に補任された。自身の邸宅を後堀河の院御所に提供することになった実氏は、

向<sup>（実氏）</sup>内府亭<sup>（公経）</sup>（今出川）、相国<sup>（公経）</sup>禪門許<sup>（公経）</sup>云々。

とあり、讓位の直前に公経が常住していた今出川第に移っている（『民経記』貞永元年（一二三二）十月八日条）。この冷泉富小路第は、実氏が居住したほか、仁治三年（一二四二）に実氏娘の姞子（のちの大宮院）が入内した際には彼女の出立場所として用いられた。公経はわざわざ同所に向いて、姞子の出立を見届けている（『民経記』同年六月三日条）。鎌倉時代前期の西園寺家の邸宅について赤松俊秀は、西園寺家は一条第・今出川第を生活の根拠としていたとする<sup>（19）</sup>。しかし、これまでみてきたように公経は本所を一条第から今出川第に移し、実氏の本所は冷泉富小路第であつたことが明らかとなった。

### 三 実氏期

次に実氏期をみてゆく。ここで対象とする時代は、公経が没した寛元二年（一二四四）から実氏が没する文永六年（一二六九）である。

この頃の西園寺家は、実氏の娘の姞子が後嵯峨の中宮となり、寛元元年（一二四三）に後深草が誕生、寛元四年（一二四六）に後深草が即位すると、外戚の地位を得ている。建長元年（一二四九）には姞子に亀山が誕生し、正元元年（一二五九）に即位しており、西園寺家は二代続けて外戚となった（【系図②】参照）。さらに、康元元年（一二五六）には、実氏は娘の公子（のちの東二条院）を後深草の中宮に立てることに成功している。また、寛元四年（一二四六）の宮騷動で九条道家が失脚すると、実氏は関東申次に補任され、これより後、関東申次は西園寺家が世襲することになった。邸宅はというと、公経が造営した邸宅・別業のほとんどが、実氏に継承されている。

#### 1 冷泉富小路第

まず、公経期に実氏が本所としていた冷泉富小路殿だが、実氏期になると里内裏・院御所へ変貌している。寛元四年（一二四六）に後深草が踐祚したが、踐祚した場所というのが冷泉富小路第である。『葉黄記』寛元四年（一二四六）正月九日条には、

今夜<sup>（久七）</sup>東宮行<sup>（実氏）</sup>啓<sup>（実氏）</sup>前右府冷泉第<sup>（実氏）</sup>、重事一定之間、且節分御方違<sup>（久七）</sup>為<sup>（実氏）</sup>用意<sup>（久七）</sup>、且又於<sup>（久七）</sup>彼第<sup>（実氏）</sup>可<sup>（久七）</sup>有<sup>（実氏）</sup>受禪<sup>（久七）</sup>之故云々。

とあり、久仁、のちの後深草はわざわざ冷泉富小路第に移っている。



建造されていたことがわかる。

また、『葉黄記』宝治元年（一二四七）八月八日条には、

御<sub>三</sub>幸前相国京極第<sub>一</sub>（大炊御門京極、号<sub>二</sub>常盤井<sub>一</sub>、是京極殿跡也。

院御領也。後院奉行之時、被<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>之。此地有<sub>レ</sub>泉。被<sub>レ</sub>結<sub>二</sub>溝水

閣等<sub>二</sub>云々。

とあり、常盤井第は実氏が後院別当を務めていたときに得たもので、京極第の跡地に建てられたものであることが分かる<sup>(20)</sup>。

### 3 今出川第

次に、公経が本所としていた今出川第である。公経の跡を継いだ実氏は冷泉富小路第や常磐井第に居住しており、今出川に居住している期間は短い。しかし、今出川第が西園寺家の嫡流に継承される邸宅であったことを考えると、今出川第が実氏にも継承されていたと推測される。その後、『深心院関白記』康元元年（一二五六）二月五日条には、『被<sub>レ</sub>渡右府第（今出川）』とあり、実氏の子の公相の居住も確認でき、公相の主たる邸宅となっていた。今出川第は、公経から実氏、公相へと西園寺家嫡流に相伝される邸宅という性質を帯びるようになり、西園寺家の本邸という位置づけとなっていた。

この時期の今出川第で注目すべきは、実氏の娘で後嵯峨の中宮となつた大宮院の産所となつていることである。大宮院は、寛元元年（一二四二）に今出川第で後深草を産んでいる。その後も、宝治元年（一二四七）と建長六年（一二五四）に産所として使用していることが確認できる（『葉黄記』宝治元年七月二十二日条、『百練抄』建長六

年四月二十四日条）。大宮院の例が先例となり、西園寺家出身の後妃・女院が、今出川第を産所とするようになった<sup>(21)</sup>。さらに、上皇や天皇、西園寺家出身の後妃や女院が度々訪れるようになっていた。

### 4 北山第

北山第は、公経期と同様に、天皇・院・女院の行幸・御幸が頻繁に行われている。西園寺家出身の後妃や後深草・亀山などである。また、仏事も頻繁に行われ、実宗や公経の命日に行われる八講はもちろんのこと、特に注目すべきは、正元元年（一二五九）三月三日から五日にかけて、大宮院が西園寺で行つた一切経供養である（『百練抄』）。これについては、『増鏡』にみえるほか、宮内庁書陵部が所蔵する「西園寺亭一切経供養并後宴等記」にも、その様子が詳細に記されている<sup>(22)</sup>。西園寺家の仏事を行う空間としての役割も果たしていた。西園寺家当主も頻繁に北山第を訪れている。

## 四 実兼期

ここでは、実氏が没した文永六年（一二六九）から、実兼が没する元亨二年（一三三二）までを考察する。実兼の父公相が文永四年（一二六七）に、祖父である実氏も文永六年（一二六九）に没すると、実兼が跡を継いだ。両統迭立期にあつて皇位決定権が幕府にある中で、幕府と朝廷の折衝を担当する関東申次は、皇位継承問題に深く関与していた。森茂暁氏は、同問題に対して関東申次が相当の発言力を有し

ていたことから、実兼が歴代関東申次の中で、最も権勢をふるったとする<sup>(23)</sup>。実兼の邸宅についても、実氏が公経からほとんどの邸宅を継承したのと同様で、実氏から今出川第や北山第、別業などを受け継いでいる。

## 1 今出川第

まず、今出川第である。実兼は今出川第を継承し、本所としていた。実兼は今出川第で鎌倉幕府からの使者と対面するなど（『実躬卿記』弘安六年（一二八三）七月二日条など）、関東申次としての職務を行っていた。また、実兼は正応二年（一二八九）に内大臣に就任すると、大臣大饗を今出川殿で行っている。そして、実兼は正安元年（一二九九）に出家すると北山第に居住し、今出川第には実兼の子の公衡が居住するようになった。公衡は実兼が居住していた段階から今出川に居住していたようである。ただし、公衡は、正和四年（一二三五）に父実兼に先に立って没している。今出川第は、実兼・公衡が居住したほかに、天皇・院・女院などの御幸・行幸も頻繁にみられた。

## 2 常盤井第

実氏が晩年に居住した常盤井第も、実兼に譲られた。『為氏卿記』文永七年（一二七〇）十一月十二日条（冷泉家時雨亭叢書『第六十一巻 古記録集』所収）には、

常磐井左衛門督亭也、只独身焼了。

と、実氏が没した翌年には常盤井第が実兼の所有と認知されていたこ

とが分かる。常盤井第はその後再建され、実兼から大宮院へと譲られたものと考えられる。大宮院の後は、亀山、後宇多、恒明親王へと伝領されていた。なお、常盤井第の最後の所有者となった恒明親王は、亀山の皇子で、母が実兼娘の昭訓門院という関係から譲られている。

常盤井第は実氏期に里内裏・院御所としての使用はみられなかったが、実兼期に入って里内裏・院御所として利用されるようになる。弘安元年（一二七八）閏十月十三日、常盤井第に御幸した亀山は、しばらくの間仙洞としている（『勘仲記』同日条）。近藤成一氏の指摘によると、後深草・伏見・後伏見・後宇多・花園が御所として常盤井第を使用しているが、長期的ではなく短期的なものとする<sup>(24)</sup>。この指摘から、常盤井第は他の御所などの補助的機能を果たしていたと考えられる。

常盤井第が院御所などとして使用されていないときは、西園寺家も使用していた。正和四年（一二三五）には、「自今日」移住常磐井殿」とあり、公衡の居住がみられた（『公衡公記』同年四月十三日条）。さらに、同年には、「於常盤井殿」毎度病惱之上、今度又自去月十六日「于今平臥之間似有子細」、仍渡他所」（『同』同年五月十日条）とあり、公衡の常盤井第居住は一時的なものとなった。なお、公衡は同年九月に没している。

常盤井第は、実兼期に入り度々火災に遭っている。確認できるだけでも、前掲の文永七年のほか、建治三年（一二七七）、弘安五年（一二八二）、正安二年（一二三〇）の四回である。火災に遭うとその都度再建されていたようで、建治三年に焼失した際には西園寺家に伺

候する家人の橘知嗣に再建が任せられ<sup>26)</sup>、弘安元年（一二七八）に完成している。その後、常盤井第は焼失と再建を繰り返したが、正慶三・延元元年（一三三六）正月十日に焼失すると、再建されることはなかった。

### 3 北山第

公経・実氏期ともに北山第の用途に変化はみられなかったが、実兼期に入り北山第の用途が変化している。実兼は正安元年（一二九九）に出家すると、北山第に居住した（『花園天皇日記』元亨二年（一二三二）九月十日条）。赤松俊秀は、鎌倉時代後期に北山第は別業から本邸に昇格したとする<sup>26)</sup>。その理由として、鎌倉幕府からの使者である東使が、北山殿の実兼を訪れたことをあげる。しかし、東使は西園寺の正邸というよりも関東申次の居所に赴いており、実兼が居住していた常盤井第や今出川第に東使が赴く例がみられ（『実躬卿記』弘安十年（一二八七）十月十二日条、正応五年（一二九二）四月十四日条）、東使は北山第だけに赴いているのではない。東使が北山第に赴いたのは、実兼が関東申次に再任した際に居住していたのが北山第だったからである。赤松がこのように評価したのは、実兼が居住し諸事にあたったため重要性を増していた北山第の評価を、西園寺家の本邸としたためであろう。実兼期の北山第は、これまでみてきた公経・実氏期にはない特徴を持つようになっていた。北山第に、遊興、仏事（八講）、天皇・院・女院の行幸・御幸の場のほか、出家した西園寺家当主の居所という性格が加わった。

また、北山第内には、文庫が存在した。文庫には家記や文書など、その家の重要な文書が収められていた<sup>27)</sup>。正応元年（一二八八）に公衡が厄年により北山第で普賢延命法を修したが（『公衡公記』三月二十八日条）、「大法事可尋記」。<sup>【中略】</sup>凡大法間雜事文書・人々消息等一結納「文庫」、大切之時可披見」と文庫の存在を示唆している。さらに、元亨二年七月二十三日「西園寺実兼置文案」（西園寺家記録。『大日本史料』六編二十五卷所収）正平十九年・貞治三年（一三六四）七月一日条）には、「北山文庫」とある。

また、西園寺家は琵琶の家としても知られており、北山第では天皇や上皇などに対する琵琶灌頂も行われていた（『啄木伝授記』正応四年（一二九一）八月二十八日条。図書寮叢刊『伏見宮旧藏楽書集成』所収）。

さらに、実氏の室准后貞子の九十算賀が盛大に営まれることもあった（『北山准后九十賀記（実冬卿記）』続群書類従雑部所収）。

### 4 菊第（菊亭）

菊第の初見は、文永二年（一二六五）にみえる「実氏第」であるが（『続史愚抄』同年十月十七日条）、その後しばらく史料上には見えない。正応二年（一二八九）に「二位殿（菊第）」とあり、公衡母源顕子が住んでいた（『公衡公記』正月二日条）。この間、実兼の子の公衡の使用もみられる。その後、実兼の子である公顕の邸宅となっていたことが確認できる。元亨二年七月二十三日「西園寺実兼置文案」（西園寺家記録。『大日本史料』六編二十五卷所収）正平十九年・貞治三年

（一三六四）七月一日条）の中で、実兼は自身の子息たちの間で養子関係を結ばせている。実兼の子の兼季を公頭の養子とし、公頭の子の実頭を兼季の養子とすることで、兼季・公頭が独立して新たに二家を創設するのではなく、家が分立するのを防ぐようとしている。この背景には、家の分立による家産の分散を防ぐねらいがあったと考えられる。

菊亭を所有していた公頭の養子となった兼季は、元亨元年（一二三二）公頭が没すると菊亭を譲られている（『花園天皇日記』元亨三年（一二三三）七月一日条）。その後菊亭には院・女院の御幸が頻繁に行われ、元亨三年には実兼の娘で伏見の後であった永福門院が一時的に御所としていた（『花園天皇日記』同年十一月二十三日条）。しかし、永和三年（一二七七）に焼失すると再建されることはなく、家名として菊亭家が残ることになる。

## 五 西園寺家の別業

ここでは、「はじめに」であげた『五代帝王物語』にみえるように、西園寺家が各地に所有した別業についてまとめておきたい。

### 1 天王寺

天王寺については、『吾妻鏡』嘉禎三年（一二三三）十月二十五日条に、

去二日、大<sup>公</sup>殿<sup>経</sup>准后太政入道、為<sup>レ</sup>御<sup>レ</sup>参天王寺<sup>一</sup>。万灯会供養云々。

とあり、公経が天王寺に参ったとあるのみで、別荘の存在も確認でき

なかった。続いて実氏が公経の十三回忌にあたり、天王寺安井辺に一堂建立供養したとある（『百練抄』康元元年（一二五六）八月二十日条）。西園寺家と天王寺の関係を示す史料は以上で、天王寺の近辺の西園寺家の別業を確認できなかった<sup>28)</sup>。

### 2 吹田

西園寺家が吹田に有した邸宅について『増鏡』「内野の雪」に、

又、大きおとどの津の国吹田の山荘にもいとはしばおはしまさせて、さまざまの御遊び数を尽し、いかにせむともてはやし申さる。河にのぞめる家なれば、秋ふかき月のさかりなどは、ことに艶ありて、門田の稲の風になびく気色、つまとふ鹿の声、衣うつ砧の音、峰の秋風、野辺の松虫、とり集め、あはれそひたる所の様に、鵜飼などおろさせて、かがり火どもとしたる川のおもて、いとめずらしうをかしと御覧す。

とあり、建物が河に臨んで建てられていたことが分かる。さらに、この邸宅で公経は有馬温泉の湯を取り寄せ、湯治を行っていた（『明月記』寛喜三年（一二三一）九月十五日条など）。その後、実氏・公相・実兼・公衡も吹田へ湯治に赴いており（『新抄』文永四年（一二六七）九月二十六日条・『公衡公記』正応二年（一二八九）四月六日条など）、西園寺家は鎌倉時代を通して吹田に邸宅を有し、主に湯治に用いていた。また、このような吹田の別荘を維持するため、西園寺家は家人を配して経営を行っていた。『明月記』嘉禎元年（一二三五）正月九日条には、

暁更<sup>（公様）</sup>禪室被<sup>レ</sup>下<sup>（公様）</sup>「向河内国新開庄」（金吾<sup>（公様）</sup>供奉）、内府被<sup>レ</sup>伴<sup>（美氏）</sup>。知信

營。明日歸路可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>留<sup>二</sup>吹田<sup>一</sup>（右衛門尉忠光又勞）。明後日円妙寺（永光奔營）。三ヶ日歛娛之遊云々。

とある。さらに、吹田には後嵯峨や大宮院、後深草が湯治のため吹田を訪れることもあった（『岡屋関白記』建長三年（一二五一）閏九月十六日条など）。

### 3 真木嶋第

西園寺家は宇治真木嶋（槇嶋とも書く）に邸宅を有していた。西園寺家と真木嶋については、わずかに上横手雅敬氏が「鎌倉幕府と摂関家」のなかで、真木嶋第について触れているくらいである<sup>(29)</sup>。真木嶋第は仁治三年（一二四二）に公経が造営し（『故一品宮記』同年七月四日条）、公経から実氏に伝領された（『民経記』寛元四年（一二四六）十月十五日条）。邸宅のあった真木嶋は、網野氏が指摘するように瀬戸内海と京都を結ぶ交通の要衝で、西園寺家は真木嶋を家領として戦国時代まで相伝している<sup>(30)</sup>。西園寺家が真木嶋に邸宅を有した背景には、京都に通じる流通路を掌握するねらいがあったと考えられる。また、後嵯峨や大宮院は、たびたび真木嶋第を訪れている（『葉黄記』宝治二年（一二四八）七月二十四日条など）。

### 4 吉田泉殿

西園寺家が所有した吉田泉殿は、遺跡の発掘調査が行われたことで建物の南にあった庭園的な空間の存在が明らかとなった<sup>(31)</sup>。太田静六氏は泉殿の例として吉田泉殿を挙げているが<sup>(32)</sup>、吉田泉殿は、安

貞元年（一二二七）四月三十日に造営され、公経は七月十二日に移っている（『明月記』同日条）。その後、公経から孫で鎌倉幕府四代将軍であった頼経に伝領された。『岡屋関白記』建長三年（一二五一）七月十九日には、

是日太上皇初幸<sup>（後嵯峨）</sup>吉田水閣云々。件所本者一条太相国第也。関東大納言入道伝<sup>（頼経）</sup>領之、今献<sup>（公）</sup>上皇。右將軍（公相）、加<sup>（公）</sup>修理初臨幸。今日有<sup>（実氏）</sup>三種、御儲、前太相国参入云々。

とあり、『同』同年八月十七日条には、

依<sup>（後）</sup>召参<sup>（公）</sup>吉田泉【中略】。件所故入道太相国別業也、讓<sup>（公）</sup>東入道大納言、彼禪門被<sup>（頼経）</sup>進<sup>（公）</sup>院敷。御伝領之子細慥不<sup>（公）</sup>知及<sup>（公）</sup>、可<sup>（公）</sup>尋。右大将加<sup>（公）</sup>修理、造<sup>（公）</sup>加舍屋、為<sup>（公）</sup>御所云々。

とあり、頼経が後嵯峨に献上し、公経の孫にあたる公相が修造を行っていた。

### 5 円明寺山莊

この別業を西園寺家が所有するに至る経緯をみておくと、寛濟法印がこの別業があった土地を公経に譲ったことに始まる（『明月記』寛喜二年（一二三〇）六月二十一日条<sup>(33)</sup>）。その後、公経から女婿である九条道家に、そして子一条実経に譲られている（建長二年（一二五〇）十一月日「九条道家初度惣処分状」（九条家文書。『鎌倉遺文』七二五〇）。実経は晩年を円明寺で過ごし、「円明寺殿」と称される。円明寺山莊の経営に西園寺家の家人の藤原永光があたっていた（『明月記』嘉禎元年（一二三五）正月九日条）。

## おわりに

本稿では、鎌倉時代の西園寺家の邸宅の変遷を中心に考察してきた。西園寺家は鎌倉時代の初期に五条・六条に邸宅を有し、日常的に居住する邸宅となっていたが、のちに一条北辺に移っている。その背景には、公経と一条能保の娘との婚姻があった。

公経期には、今出川第、北山第（西園寺）、冷泉富小路第などの邸宅が数多く造営された。はじめ五・六条に邸宅を有していたが、公経と一条能保の娘との婚姻が契機となって、一条以北に居住するようになった。西園寺家の主要な邸宅が、承久の乱後間もなく建設されていた。これらは西園寺家が以前から有していた土地に建てられたのではなく、荘園との交換などによって手に入れた土地に建てられた。この背景には、公経の時代に西園寺家が急速に台頭し、代々相伝するような邸宅を所有していなかったことが関係している。また、吉田泉・槇島・円明寺・吹田の別業も公経期に造営されている。別業の所在地である吹田・大山崎・槇島は、淀川・宇治川交通の要衝にあった<sup>34</sup>。網野善彦は西園寺家が河川交通の要地を抑えていたことを指摘している<sup>35</sup>。西園寺家はこれらを掌握するために別業を設け、家人らに経営をさせていたとみられる。

次に、実氏期になると王家の外戚の地位を得たこともあって、邸宅を院御所や里内裏として提供している。自邸を提供するだけでなく、五条大宮殿などの新たな御所の造営も行っている。天皇家との結びつ

きが、西園寺家の邸宅の在り方にも影響を及ぼしていることが分かる。また、西園寺家が所有した邸宅のなかでも今出川第は、西園寺家嫡流に相伝される重要な邸宅となっていた。

そして、実兼期になると、今出川第は西園寺家の嫡流に相伝される邸宅とみなされていた。さらに、西園寺家の邸宅の中でも、北山第の位置づけが変化している。北山第は公経・実氏期には遊興、祖先祭祀、天皇・院・女院などの行幸・御幸の場でしかなく、西園寺家の当主が滞在したとしても一時的なものであった<sup>36</sup>。しかし、実兼は正安元年（一二九九）に出家すると今出川第から北山第に移住し、常住するようになった。北山第は実兼の常住によって、西園寺家当主の出家引退後の居住空間となったのである。今出川第には実兼の嫡男の公衡が居住するようになり、今出川第は西園寺家当主が居住する正邸となった。

最後に、南北朝・室町時代にかけての西園寺家と邸宅を概観しておきたい。元亨二年（一三二二）に実兼が没すると、実兼の嫡子である公衡はすでに没していたため、嫡孫の実衡が跡を継いだ。しかし、実衡が嘉暦元年（一三二六）に三十七歳という若さで没すると、その嫡子公宗が跡を継いだ。このとき公宗は、わずか十六歳だった。公宗は、建武二年（一三三五）六月、後伏見を擁立し、後醍醐に対して謀反を企てた。北条高時の時行が挙兵した中先代の乱に関係した事件とみなされている。事件は、公宗の弟である公重の密告により露見、首謀者の公宗は処刑され、西園寺家は公重が継いだ。以後、南北朝期を通して、西園寺家の家督は公重と公宗の子である実俊の間を行き来する不

安定な状態が続いた。文和二・正平八年（一三五三）に実俊が武家執奏に任命されたが、鎌倉時代とは大きく異なる公武関係に苦慮することになる。

鎌倉時代以来、西園寺家が所有していた邸宅の室町時代の様子をみてみると、公宗が逮捕されたのは北山殿であった（『太平記』巻十三）。後光厳が西園寺の旧宅に入った際に、「年々ニ皆荒ハテ、見シニモアラス成ヌレバ」（『太平記』巻三十七）と評しており、荒廃していたことが分かる<sup>37</sup>。その後、北山第があった一帯は室町幕府將軍足利義満のものとなり、鹿苑寺金閣へと繋がってゆく。

今出川第も兼季に始まる今出川家が伝領することになった。菊第も兼季から実尹、公直へと伝領され、永和三・天授三年（一三七七）に焼失したあとは再建されなかった。菊第があった土地は、足利義満が室町殿を新造した際、その敷地に編入されることになった。

## 註

\*本文中で物故者は、敬称を省いた。

- (1) 赤松俊秀「寺史」（『鹿苑』鹿苑寺、一九五五年）。
- (2) 川上貢 A「西園寺家の今出川殿」、同 B「冷泉宮小路殿の研究」、同 C「西園寺家の北山殿」（以上、同『日本中世住宅の研究（新訂）』中央公論美術出版、二〇〇二年）。
- (3) 太田静六「鎌倉時代における貴族の邸宅」（同『寝殿造の研究』吉川弘文館、初版一九八七年、新装版二〇一〇年）
- (4) 上横手雅敬「鎌倉幕府と摂関家」（同『鎌倉時代政治史研究』吉川弘文館、

一九九一年、初出一九七四年）。

- (5) 網野善彦「西園寺家とその所領」（『網野善彦著作集 第三卷 莊園公領制の構造』岩波書店、二〇〇八年、初出一九九二年）。

- (6) 鋤柄俊夫「西園寺公経と持明院殿」（同『中世京都の軌跡』雄山閣、二〇〇八年）。

- (7) 野口孝子「殿と呼ぶ心性」（『日本歴史』七六二号、二〇一一年）。捧奈緒美「『百練抄』に記載される貴族住宅の呼称について」（『日本建築学会計画系論文集』六四六、二〇〇九年）。

- (8) 多賀宗準「西園寺家の抬頭」（同『論集中世文化史公家武家編』法蔵館、一九八五年、初出一九七二年）。

- (9) 公経については、山岡瞳「西園寺公経」（『平雅行編』中世の人物 京・鎌倉の時代編三）清文堂出版、二〇一四年で述べた。

- (10) なお、公経の父実宗も一条第に居住していたようだが、凶所のため他所に移っている（『明月記』建仁二年（一二〇二）五月二十五日条）。

- (11) 公経はこの邸宅にちなんで「大宮」と称されていた。その後、西園寺家では、鎌倉時代中期に実氏の子公相が、同後期に公衡の子季衡が大宮と称されている。鎌倉時代中期から後期にかけて、西園寺家が大宮に邸宅を所有していたことを確認できなかった。

- (12) 倉林正次「大臣大饗」（同『饗宴の研究（儀礼編）』桜楓社、一九六五年、初出一九六二年）。

- (13) 太田静六「大饗儀礼」（同『寝殿造の研究（新装版）』吉川弘文館、二〇一〇年、初版一九八七年）。

- (14) 川上貢註（2）前掲 A 論文。

- (15) 赤松俊秀は、足利義満によって鹿苑寺が建立される前提として、北山第について検討を行っている（赤松俊秀註（1）前掲論文）。

- (16) 西園寺家の主な当主で八講が行われていたことを確認できるのは、実宗（『明月記』嘉祿二年（一二二六）十二月十日条など）、公経（『公衡公記』正和四年（一二三五）八月二十九日条など）、実氏（『実躬卿記』

嘉元二年（一三〇四）六月六日条など）。なお、実氏の八講は西園寺の中にあった無量光院で行われている。

- (17) 例えば、後嵯峨上皇は宝治元年（一二四七）に北山第を訪れている（『経俊卿記』同年十月十日条）。

- (18) 親兼は坊門親信の子で、承元三年（一二〇九）に右衛門督に任じられた人物である（『公卿補任』）。

- (19) 赤松俊秀註（1）前掲論文。

- (20) 常盤井第の場所については、諸説ある。

- (21) 大宮院のほかにも、後深草のもとに伺候していた実兼の妹相子は、今出川第で着帯している（『公衡公記』正応二年（一二八九）正月十六日条）。亀山の妃であった昭訓門院も産所としている（『実躬卿記』嘉元元年（一二〇三）正月二十三日条など）。

- (22) 『西園寺一切経供養并後宴等記』は宮内庁書陵部所蔵（函号、伏・四九四）。

- (23) 森茂暁『鎌倉時代の朝幕関係』思文閣出版、一九九一年。

- (24) 近藤成一「内裏と院御所」同『鎌倉時代政治構造の研究』校倉書房、二〇一六年、初出一九九二年。

- (25) 西園寺家に伺候した家人については、山岡瞳「鎌倉時代の公家政権と下級官人」（『古代文化』六八一、二〇一六年）で述べた。知嗣らの一族は造宮に堪能で、このとき知嗣は備前国と安芸国沼田荘をもって常盤井第を再建している。備前国は常盤井第の所有者である大宮院が知行しており、知嗣が国務奉行を務めていた。また、安芸国沼田庄は知嗣の父知茂が預所を務め、知嗣にとって用途を調達しやすい状況にあった。

- (26) 赤松俊秀註（1）前掲論文。

- (27) 松蘭斎『王朝日記論』法政大学出版局、二〇〇六年。

- (28) 網野善彦註（5）前掲論文や、鋤柄俊夫註（6）前掲論文は、西園寺家が天王寺に別荘を有していたことの根拠として、『五代帝王物語』を

あげるのみで、他の史料をあげていない。

また、『六代勝事記・五代帝王物語』（弓削繁校注、三弥井書店、二〇〇〇年）の当該記事の注釈として、大阪市天王寺区を比定しているのみである。

- (29) 上横手雅敬註（4）前掲論文。

- (30) 網野善彦註（5）前掲論文。

- (31) 京都大学西部課外活動施設建設にともなう発掘調査（二〇〇八・二〇〇九年）が行われた。第1期の調査では石敷など鎌倉時代の建物跡が見つかり、第2期の調査では流路の存在が確認できや庭石が配されていたことがわかった。これらの成果から庭園的な空間の存在が明らかになった。そして、これらが十三世紀に機能し十四世紀には廃絶していたことから、吉田泉殿の敷地の南端にあたる事が判明した。また、庭園の北に建物・苑地が展開していたと推定されている（『京都大学西部構内AW20区』の発掘調査）（『京都大学文化財総合研究センター』『京都大学構内遺跡調査研究年報 二〇〇九年度』二〇一二年）。

- (32) 太田静六註（3）前掲論文。

- (33) 寛済は仁和寺の僧で（『明月記』寛喜二年（一二三〇）正月二十三日条）、宇多源氏の資賢の孫にあたる人物である。

- (34) 西園寺家が行った河川交通の掌握は、西園寺家が行った宋との交易とも関係しているだろう。

- (35) 網野善彦註（5）前掲論文。

- (36) 赤松俊秀註（1）前掲書。

- (37) 最近、鹿苑寺境内の不動堂にある石室の調査が行われ、石室を構築する緑色片岩の表面から、年号が線刻されていることが発見された。年号は「康永」「貞和」「文和」「応永」で、「応永」を除く三つは西園寺家が所有していた時期のものである。（鈴木久男編『鹿苑寺境内不動堂石室調査報告書』鹿苑寺境内不動堂石室調査委員会、二〇一一年）。